

綾川町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 綾川町

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 令和 7 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 7 年度 ~ 令和 16 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成11年度 (25年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	一部適用
処理区域内人口密度	18.8人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	有 (中讃流域下水道 大東川処理区)
処 理 区 数	13処理区(綾南処理分区 7、綾上処理分区 6)		
処 理 場 数	該当なし		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	・香川県内での広域化・共同化の検討は、平成30年10月に県内全ての污水処理事業者が参画した「香川県 污水処理事業の効率化に向けた検討会」を開催し、「広域化・共同化」に向けて検討体制を構築しました。 ・令和2年6月1日には、下水道法第31条の4で規定する法定協議会として設立した「香川県污水処理事業効 率化協議会」において、広域化・共同化の具体的な取組みの検討を行い、持続可能な事業運営を確保するこ とを目的として、「香川県污水処理事業広域化・共同化計画」を策定しました。 ・県内市町の污水処理事業の現状や地域特性を踏まえ、地域ごとのブロック分けを行わず、県域一体での広 域化・共同化の推進を図ることとしており、参画意向のある事業者による施策メニューごとの分科会を構成し、 具体的な取組みの実現に向けた勉強会や意見交換等を実施しています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施
する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含
む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

<p>一般家庭用使用料体系の概要・考え方</p>	<p>下水道使用料は、旧町時代(旧綾上町:平成12年6月、旧綾南町:平成11年5月供用開始)には改定されておらず、合併時においては、旧綾南町の料金体系(旧綾上町を値下げ)に統一したところです。 その後、供用開始(平成11年、平成12年)から10年が経過し、資本投資による借入金の償還額が増大する中、中長期的に自立・安定した経営基盤の構築が図られるよう、平成19年12月議会において条例改正し、平成20年4月から現在の料金体系となりました。</p> <p>現在の使用料体系は次のとおりであり、基本料金1月につき10㎡まで:1,200円、超過料金1㎡につき(11㎡~20㎡):120円/㎡、(21㎡~40㎡):145円/㎡(41㎡~100㎡):165円/㎡、(100㎡~):190円/㎡ 水量累進性としています。</p>			
<p>業務用使用料体系の概要・考え方</p>	<p>一般家庭用使用料体系と同様</p>			
<p>その他の使用料体系の概要・考え方</p>	<p>①公共墓地であって自治会又は共同で管理する墓地 ②公共公園であって自治会又は共同で管理する公園 ③自治会で管理する公民館及び集会場等</p> <p>基本料金1年につき10㎡まで:1,200円、超過料金1㎡につき(11㎡~20㎡):120円/㎡、(21㎡~40㎡):145円/㎡(41㎡~100㎡):165円/㎡、(100㎡~):190円/㎡</p> <p>井戸水を使用している場合の使用料は次のとおりです。 世帯員数1人(9㎡) 1,200円、2人(17㎡) 2,040円、3人(24㎡) 2,980円、4人(30㎡) 3,850円、5人(35㎡) 4,575円、6人以上の世帯は、1人増すごとに4㎡を加算します。ただし、水道と井戸水の両方を使用している場合で水道の使用量が上記の量を超えたときは、水道使用量に応じた料金になります。</p>			
<p>条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載</p>	<p>令和3年度 2,640 円</p>	<p>実質的な使用料*3 (20㎡あたり)</p>	<p>令和3年度 3,277 円</p>	
	<p>令和4年度 2,640 円</p>		<p>令和4年度 3,355 円</p>	
	<p>令和5年度 2,640 円</p>		<p>令和5年度 3,376 円</p>	

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

<p>職員数</p>	<p>2名</p>
<p>事業運営組織</p>	<p>下水道課((公共下水道係、合併処理浄化槽係、農業集落排水事業係) 綾川町課設置条例、綾川町行政組織規則第14条による ⇒平成29年度より下水道課を建設課に統合(平成29年3月23日議決)</p> <p>また、令和6年度より地方公営企業法の一部(財務)を適用した運営を行い、職員については一般会計と公営企業会計の兼務となっております。</p>

(2) 民間活力の活用等

<p>民間活用の状況</p>	<p>ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)</p>	<p>本町の公共下水道は、旧綾上地区に14箇所、旧綾南地区に12箇所のMPをもち、緊急通報装置を装備し、月次点検と年1~2回のポンプ引き揚げ清掃を行っている。また、改正下水道法の施行により、「主要な管渠における腐食する恐れの大口径箇所の点検」が求められ、それらを業務委託により実施している現状にある。</p>
	<p>イ 指定管理者制度</p>	<p>該当なし</p>
	<p>ウ PPP・PFI</p>	<p>該当なし</p>
<p>資産活用の状況</p>	<p>ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4</p>	<p>該当なし</p>
	<p>イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5</p>	<p>該当なし</p>

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

※R5決算 経営比較分析表を添付

経営比較分析表 (令和5年度決算)

事業所 経営所		事業所		経営所		経営所		経営所		経営所	
事業所	経営所	事業所	経営所	事業所	経営所	事業所	経営所	事業所	経営所	事業所	経営所
事業所	経営所	事業所	経営所	事業所	経営所	事業所	経営所	事業所	経営所	事業所	経営所
事業所	経営所	事業所	経営所	事業所	経営所	事業所	経営所	事業所	経営所	事業所	経営所

1. 経営の健全性・効率性

2. 専任者の状況

グラフ凡例

- 前年度実績 (R4)
- 令和5年度実績 (R5)
- ▲ 令和5年度計画 (R5)

公営企業

1. 経営の健全性・効率性について

経営の健全性とは、経営活動の効率性を示す指標であり、経営活動の効率性を高めることが経営の健全性の向上につながる。経営活動の効率性を高めるためには、経営活動の効率性を高めるための施策を実施することが必要である。

2. 専任者の状況について

専任者の状況は、経営活動の効率性を示す指標であり、専任者の状況を把握することが経営活動の効率性を高めるための施策を実施することが必要である。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

項目	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
処理区域内人口	8,641	8,630	8,619	8,607	8,595	8,583	8,570	8,557	8,543	8,529

(2) 有収水量の予測

項目	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
有収水量	1,001,401	1,000,471	999,542	998,528	997,514	996,500	995,401	994,303	993,120	991,937

(3) 使用料収入の見通し

項目	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
使用料収入	159,916	159,776	159,636	159,483	159,331	159,178	159,013	158,847	158,669	158,491

(4) 施設の見通し

項目	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
建設改良費	93,500	139,000	117,900	99,000	89,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

(5) 組織の見通し

計画期間内は、現状の組織体制を維持するものとします。

3. 経営の基本方針

本町の下水道経営に伴う主な収入は、使用料及び他会計補助金、出資金等です。
 他会計補助金等については、毎年度、総務省副大臣により発出される「地方公営企業繰出金について(通知)」第10 下水道事業によるもので、本町の場合は、「2 分流式下水道等に要する経費」、「3 流域下水道の建設に要する経費」、「8 高資本費対策に要する経費」、「14 その他(下水道普及特対)」が該当します。
 特に、「2 分流式下水道等に要する経費」については、平成18年度において合流式整備による下水道と分流式整備による下水道では現状の汚水資本費に大きな格差があること及び分流式下水道が公共用水域の水質保全への効果が高く公的便益がより大きく認められることを踏まえ、分流式下水道について汚水資本費の増高分に対する一般会計からの繰出しを行なう基準(月額3,000円/20㎡以上の使用料収入を徴していること)が加えられたものです。
 本町の実質的な使用料単価は3,376円/20㎡(使用料収入総額/有収水量)であり、その繰出基準を満たしている現状にはありますが、条例上の使用料単価は、月額2,640円/20㎡(一般家庭)であり、この要因は大口利用者(大型商業施設、製造事業者)の使用料収入が総収入額の概ね50%を占めることによるものです。
 今後においても、「2 分流式下水道等に要する経費」の繰出しは必要であり、適正な使用料単価を維持するための方策について検討します。
 支出においては、汚水維持管理費、汚水資本費とも固定費的な性質を要することからその削減幅は僅少とならざるを得ません。
 また、経費回収率について、令和4年度、令和5年度時点で約89%となっており、法適用後においても同程度となる予定です。経費回収率は人口減少、物価上昇等により減少傾向となりますが、収入増加、経費削減等の取組みにより本計画期間内(令和16年度時点)において80%以上を目標とします。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たったの説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	適切な維持管理、計画的な耐震化に努め、未整備地区の整備も促進していきます。また計画期間内での管渠整備により、下水道処理人口普及率を令和5年度時点で39.3%のところ、計画期間内に41%とする予定です。
-----	--

令和7年度～令和10年度に千疋地区での管渠工事を230,000千円、令和8年度～令和11年度に耐震化工事205,000千円を見込んでいます。また、令和9年度以降は機械及び装置等の更新を各年度10,000千円程度見込みます。また、中讃流域下水道(大東川処理区)に係る建設負担金も見込みます。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	収入増加のため接続率について、令和5年度(82.2%)より継続して未接続世帯への周知啓発を行い、計画期間内に86.9%まで向上させる予定です。 また有収率について、令和5年度(87.01%)より継続して以下の事項を実施し、計画期間内に91.0%まで向上させる予定です。 ①量水器の設置(水道メータ非設置水量の把握) ②既接続の改善 ③管渠の点検により劣化している場合の対策 ④不明水調査、把握
-----	---

- ・使用料収入 有収水量に合わせ変動する見込みとしております。
- ・繰入金 過年度実績より、将来数値を見込んでおります。
- ・起債 建設改良費の1/2を見込んでおります。
- ・国庫補助金 建設改良費の1/2を見込んでおります。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

経費削減のため、管渠の維持管理業務について、令和10年度より共同化を近隣団体と実施予定です。

①管渠の維持管理業務の共同化

ストックマネジメント計画や計画的維持管理業務(点検・調査・修繕等)に関する情報共有、維持管理業務の共同発注や包括的民間委託の検討

また庁内事務について、令和10年度に排水設備工事の指定・排水設備責任技術者の登録等の一元化を近隣団体と行う予定です。

収支計画上のその他経費について、以下を予定しています。

- ・職員給与費 兼務職員であり、異動のことも考慮し横ばいとします。
- ・動力費 直近の金額に、物価上昇を見込みます。
- ・修繕費 過年度実績に、物価上昇を見込みます。
- ・その他 過年度実績に、物価上昇を見込みます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	該当なし
投資の平準化に関する事項	該当なし
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現在国の推進している外部委託の形式であるウォーターPPPの導入について、町としてメリット及びデメリットを考慮した検討を進めていきます。
その他の取組	該当なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	次期改定に向けた基礎資料、検討資料の作成に取組みます。
資産活用による収入増加の取組について	下水道台帳の帳票、図面交付に対する交付手数料の徴収の適否を検討します。
その他の取組	マンホール缶バッジ、マンホールカードなど啓発グッズを活用した下水道事業の啓発を検討し、適切な下水道使用や下水道使用料の改定など、下水道経営に対する住民理解を得られるよう努めます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	該当なし
職員給与費に関する事項	現在、兼務職員が2名の体制となっていますが、維持管理が主な業務となっているため、規模の縮小について検討します。
動力費に関する事項	該当なし
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	該当なし
委託費に関する事項	該当なし
その他の取組	該当なし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	本経営戦略は、概ね3～5年で見直しを行うことを予定しています。当初策定時からの時間経過に伴い変動する、地域の人口動向などサービス需要に影響する要素の変動状況、賃金や物価の変動などの基礎的な社会経済情報の変化、ストックマネジメント等の取組の充実、根拠法令の改正その他の制度改正の状況などの要素を踏まえながら、戦略の修正を行います。また、計画値に大きな影響を与える修正等が生じる場合には、その期間にかかわらず、見直しを検討します。
---------------------	---

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

区 分		年 度		本年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)											
資本的 収入	1. 企業債	7,000	27,800	43,500	76,500	57,500	48,000	46,500	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	
	うち資本費平準化債													
	2. 他会計出資金		187,671	176,431	78,640	66,996	57,787	53,465	36,411	32,488	22,635	13,888	5,303	
	3. 他会計補助金	16,962												
	4. 他会計負担金													
	5. 他会計借入金													
	6. 国(都道府県)補助金	300	21,050	45,300	69,500	58,900	49,500	44,500	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
	7. 固定資産売却代金													
	8. 工事負担金	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
	9. その他													
	計 (A)	25,262	237,521	266,231	225,640	184,396	156,287	145,465	58,411	54,488	44,635	35,888	27,303	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
	純計 (A)-(B) (C)	25,262	237,521	266,231	225,640	184,396	156,287	145,465	58,411	54,488	44,635	35,888	27,303	
	資本的 支出	1. 建設改良費	61,404	99,732	123,500	168,000	136,900	116,000	112,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000
		うち職員給与費												
2. 企業債償還金		190,558	187,671	176,431	162,940	153,285	146,794	139,087	131,196	120,715	111,200	102,895	94,212	
3. 他会計長期借入返還金														
4. 他会計への支出金														
5. その他														
計 (D)	251,962	287,403	299,931	330,940	290,185	262,794	251,087	164,196	153,715	144,200	135,895	127,212		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	226,700	49,882	33,700	105,300	105,789	106,507	105,622	105,785	99,227	99,565	100,007	99,909		
補填 財源	1. 損益勘定留保資金		49,882	33,700	105,300	105,789	106,507	105,622	105,785	99,227	99,565	100,007	99,909	
	2. 利益剰余金処分額													
	3. 繰越工事資金													
	4. その他													
計 (F)		49,882	33,700	105,300	105,789	106,507	105,622	105,785	99,227	99,565	100,007	99,909		
補填財源不足額 (E)-(F)	226,700													
他会計借入金残高 (G)														
企業債残高 (H)	1,641,691	1,481,820	1,348,889	1,262,449	1,166,664	1,067,870	975,283	860,087	755,372	660,172	573,277	495,065		

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度		本年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)										
収益的 収支分		276,542	162,138	108,333	171,589	165,879	164,917	162,265	160,381	151,929	150,901	150,447	149,741
	うち基準内繰入金	234,691	122,398	81,781	123,705	122,330	121,206	118,575	116,600	114,942	113,794	113,114	112,172
	うち基準外繰入金	41,851	39,740	26,552	47,884	43,549	43,711	43,690	43,781	36,987	37,107	37,333	37,569
資本的 収支分		16,962	187,671	176,431	78,640	66,996	57,787	53,465	36,411	32,488	22,635	13,888	5,303
	うち基準内繰入金	16,962											
	うち基準外繰入金		187,671	176,431	78,640	66,996	57,787	53,465	36,411	32,488	22,635	13,888	5,303
合 計		293,504	349,809	284,764	250,229	232,875	222,704	215,730	196,792	184,417	173,536	164,335	155,044